

記 録

令和 3 年 1 2 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 3 年 1 2 月 2 7 日 (月)

令和3年12月農業委員会定例総会議事録

令和3年12月農業委員会定例総会を令和3年12月27日（月）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（なし）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

事務局出席者

事務局 長	黒木秀樹	事務局 長 補 佐	野別浩三
主任 主 事	井本彩		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

5番 11番

日程第2 議案第79号 農地法第18条の規定による通知について

議案第80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第82号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第83号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第84号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第85号 非農地証明願いについて

報告第58号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第59号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第60号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第61号 農地中間管理事業に伴う農地配分計画について

報告第62号 農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明願いについて

報告第63号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

5 番 印

1 1 番 印

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

- 議長 ただいまから令和 3 年日向市農業委員会 1 2 月定例総会を開会します。
 なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定してください。次に、私語を慎んでください。また、発言をされる際は、議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくお願いいたします。
 まず、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 5 番委員、11 番委員を指名します。よろしくお願いいたします。
 次に、日程第 2、議案審議に入ります。
 まず、議案第 79 号「農地法第 18 条の規定による許可申請について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 はい、事務局です。
 番号 27 の案件についてご説明します。
 申請地は日向市東郷町で、地目は田が 2 筆で合計 1,627 m²です。
 それぞれ親子関係にあり、この後、3 条申請によって贈与による所有権移転を行うため合意解約をするものです。解約の成立日及び解約日は令和 3 年 1 2 月 2 日、引渡し日は令和 4 年の 1 月 10 日となっております。解約理由もこちらにありますとおり、後継者への贈与となっております。
 以上 1 件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
 それでは、ただいま説明のありました案件につきまして質問等はございませんでしょうか。
 ないようですので、お諮りします。
 賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、原案のとおりとします。
 次に、議案第 80 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。
 それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 番号 52 の案件についてご説明します。
 こちらは先ほどの議案第 79 号でご説明したとおり、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、今回、譲受人に贈与するため申請されたものです。
 申請地は先ほどと同様、東郷町の田が 2 筆で合計 1,627 m²です。
 譲受人は現在、1 万 1,096 m²を経営されておりました、主に水稻や野菜類を耕作されております。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響など、特に問題はないと思われまます。
 また、農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
 以上 1 件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長	<p>ありがとうございました。 それでは、番号52担当の6番委員及び18委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
6番委員	<p>6番委員です。問題ありません。</p>
18番委員	<p>18番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>(全員挙手)</p>	
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第81号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。関連がありますので、番号27及び28につきまして併せてご説明をします。 申請地は平岩の畑が3筆で338㎡です。譲受人は主に不動産業を営まれています。最近、本店を財光寺のほうから宮崎市に移されました。そのため、県北での拠点として申請地に隣接する住宅を購入され、主にその駐車場として利用するために申請されたものです。 雨水は自然浸透式とし、生活排水等の雑排水は発生しません。申請地は3筆とも譲渡人が水はけ問題のために既にかさ上げを目的に整地されており、それぞれ譲渡人から始末書のほうが提出されております。 申請地は周囲の農地の状況から第2種農地に該当するものと考えられ、農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、同法第5条第2項の各号には該当しないため、周辺農地への影響はないものと考えられます。 続きまして、番号29についてご説明します。 申請地は塩見の田が1筆で418㎡です。譲受人は伊勢ヶ浜にお住まいのご夫婦で、ご主人の祖母である譲渡人と使用貸借件を設定し、住宅を建設するものです。排水については合併浄化槽を設置し、北側の河川に放流します。 申請地は周囲の農地の状況から第2種農地に該当するものと考えられ、農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、同法第5条第2項に該当しないため、周辺農地への影響はないものと考えられます。 続きまして、番号30ですが、こちらは番号29の住宅を建設するに当たり既存道路が狭いため、その道路の拡幅のため申請されたものです。 申請地は同じく塩見で、田が4筆で26.89㎡です。 こちらは譲渡人との共有名義となりますので、許可後は譲渡人が持分2分の1を所有し、譲受人が同じく2分の1となりますが、今回、ご夫婦での申請ですので、それぞれ4分の1ずつの持分となっております。 申請地の隣接地は全て譲渡人所有の農地及び宅地であり、道路の拡幅に同意されているため、問題はありません。</p>

記 録

事務局	<p>申請地は周囲の農地の状況から第2種農地に該当するものと考えられ、農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、同法第5条第2項の各号には該当しないため、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>以上4件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号27及び番号28担当の8番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>8番委員です。問題ありません。</p>
24番委員	<p>24番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号29及び番号30担当の7番委員及び18番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>7番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>失礼しました。15番委員ですね。</p>
15番委員	<p>15番委員です。別に問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第82号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。</p> <p>それでは、ここで一旦休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>それでは、再開します。</p> <p>事務局に番号39について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の13ページをご覧ください。</p> <p>番号39、利用権設定をする土地は東郷町の田が7筆で5,453㎡です。</p> <p>利用権の種類は賃貸借権設定で、期間は令和4年1月1日から令和6年12月31日の3年間です。賃金は合計で玄米120kgで、主な作物は水稲です。譲受人は現在3名で6,510㎡を経営されておりまして、今回の案件は更新での利用権設定となっております。</p> <p>こちらの申請は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき申請されるもので、特に問題等はないと思われまます。また、同法第18条第3項の</p>

記 録

事務局	各要件を満たしていると考えられます。 以上、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、番号39担当の14番委員から補足があれば説明をお願いし ます。
14番委員	14番委員。この田はいわゆる荒廃しつつある田んぼでした。利用権の設定 を受ける者が草切りから耕起までされて整備されておられます。大変いいこと だと思います。問題ないと思います。
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はご ざいませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、番号39は原案のとおりとします。 ここで一旦休憩いたします。
	(休 憩)
議長	それでは、再開します。 事務局に番号40について説明をお願いします。
事務局	資料の15ページをご覧ください。 利用権設定をする土地、東郷町の田が2筆で1,647㎡です。 利用権の種類は賃貸借権設定、期間は令和4年1月1日から12月31日の 1年間で、賃金は反当たり6,000円となっております。主な作物は水稲と なっております。譲受人は現在お1人で8,206㎡を経営されておりました 、今回の申請は更新での利用権設定となっております。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき申請されるもので、特に問 題はないと思われれます。また、同法第18条第3項の各要件を満たしている と考えられます。 以上、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 次に、番号40担当の5番委員及び22番委員から補足があれば説明お願 いします。
5番委員	5番委員です。何も問題ありません。
22番委員	22番委員です。問題ありません。
議長	ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませ んでしょうか。

記 録

- 議長 ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、番号40は原案のとおりとします。
それでは、次に、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 事務局です。議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。番号14の案件を受け付けて皆様のほうに資料をお送りした後に、こちらの申請地につきましては現在中間管理権が設定されておりまして、ほかの契約があることが分かりました。そのため、この案件につきましては取下げ書を出していただいております。次回の総会で取下げ書については報告をさせていただきます。こちらの申請地に係る解約の案件、また改めてこちらの申請のほうを出していただきたいと思っておりますので、この第83号の番号14につきましては取消しということでもよろしくお願いたします。
- 議長 それでは、次に、議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。こちらの案件、一括してご報告をさせていただきたいと思えます。
今回、田が41筆で合計4万8,186㎡の申請を出していただいております。そのうち平岩が40筆、富高が1筆となっております。各配分先については報告第61号をご確認ください。
以上、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第85号「非農地証明願いについて」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 35ページをご覧ください。
受付番号26番、土地の所在地は富高で登記地目は畑が3筆で782㎡です。こちら、先日、委員さんと事務局で現地調査を行ったところ、申請地のうち2筆は原野、1筆は山林ということで、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として利用することが困難な土地であることを確認してまいりました。
続きまして、27番、土地の所在地が平岩、登記地目が畑、登記面積は13

記 録

事務局	<p>0㎡となっております。先日、委員さんと事務局で現地調査に行ってきたんですけれども、こちら、現況地目が原野ということで申請をいただいていたんですけれども、現地調査に行ったところ、原野というよりも山林化しておりましたので、山林ということで修正をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、受付番号28番、土地の所在地は美々津、登記地目は畑、登記面積は215㎡です。こちら先日も現地調査を行ったところ、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地ということで、現況は申請どおり原野になっていることを確認してまいりました。</p> <p>以上3件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号26担当の7番委員及び9番委員及び21番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>7番委員です。別に問題ありません。</p>
9番委員	<p>9番委員です。問題ありません。</p>
21番委員	<p>21番委員です。問題ございません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号27担当の8番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>8番委員です。問題ありません。</p>
24番委員	<p>24番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号28担当の13番委員及び23番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
13番委員	<p>13番委員です。問題ありません。</p>
23番委員	<p>23番委員です。文書を見落として出席をしませんでした。すみませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの説明につきましてほかに質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>それでは、以上をもちまして議案の審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告第58号から第63号について、事務局長から報告をお願いします。</p>

議長 いします。

事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規定による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。

まず、報告第58号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」であります。議案書では40ページです。

届出の件数は1件、土地は畑1筆で、面積は271㎡であります。転用目的につきましては住宅でございます。

次に、報告第59号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」であります。議案書では43ページ以降になります。

届出の件数は12件、土地は田が1筆、畑17筆で面積は4,347.66㎡であります。転用目的につきましては住宅その他でございます。

次に、報告第60号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。議案書では49ページ以降です。

相続による所有権移転の届出がございました。

次に、報告第61号「農地中間管理事業に伴う農地配分計画について」であります。議案書では53ページ以降です。

これは市の農業畜産課から提供された情報でございます。

38件、田が48筆、5万2,633㎡の農地配分が行われております。

詳細につきましては、報告第61号別紙をご覧ください。

次に、報告第62号「農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明願いについて」であります。議案書では55ページであります。

記載のものに対して証明書を交付いたしましたので、報告いたします。

次に、報告第63号「農地転用許可申請後の許可状況報告について」であります。議案書では57ページ、58ページです。

11月の定例総会にて可決しました5条申請1件が県知事許可されております。

以上、ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきましてご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、これもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。

本日はご協力ありがとうございました。